

議案第78号

沼田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

沼田市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月3日提出

沼田市長 星野 稔



沼田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

沼田市水道事業給水条例（平成10年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「並びに第3号及び第4号に属しない」を削り、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第24条第1号の表を次のように改める。

用途	メーターの口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)	
			8立方メートルまで	9立方メートル以上
一般用	13ミリメートル	1,010円	0円	150円
	20ミリメートル	1,600円		
	25ミリメートル	2,290円		
	30ミリメートル	2,990円		
	40ミリメートル	4,500円		
	50ミリメートル	6,820円		
	75ミリメートル	14,500円		
臨時用	—	—	1立方メートルにつき	150円

第24条第2号中「400円」を「500円」に改め、同条第3号を削る。

第26条の見出し中「及び用途」を削り、同条中「一」を「いずれか」に改め、「及びその用途」を削り、同条第3号及び第4号を削る。

第27条第2項中「その用途」を「メーターの口径」に、「多い用途」を「多い方」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、使用日数が等しいときは、変更後のメーターに従う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沼田市水道事業給水条例（附則第3項において「改正後の条例」という。）第24条の規定は、令和7年9月分の料金から適用し、同年8月分までの料金については、なお従前の例による。

(令和9年3月分までの料金に関する特例)

- 3 令和9年3月分までの料金については、改正後の条例第24条第1号の表の規定にかかわらず、次の表に定めるところによる。

用途	メーターの口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)	
			8立方メートルまで	9立方メートル以上
一般用	13ミリメートル	900円	0円	134円
	20ミリメートル	1,420円		
	25ミリメートル	2,040円		
	30ミリメートル	2,660円		
	40ミリメートル	4,010円		
	50ミリメートル	6,070円		
	75ミリメートル	12,910円		
臨時用	—	—	1立方メートルにつき	134円